

IV. その他

●連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項 目		平成18年度
基 本 的 項 目 (Tier1)	資 本 金	2,100
	うち非累積的永久優先株	-
	新株式申込証拠金	-
	資本剰余金	679
	利益剰余金	7,754
	自己株式(△)	29
	自己株式申込証拠金	-
	社外流出予定額(△)	54
	その他有価証券の評価差損(△)	313
	為替換算調整勘定	-
	新株予約権	-
	連結子法人等の少数株主持分	-
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-
	営業権相当額(△)	-
	のれん相当額(△)	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	-
	繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）	-
補 完 的 項 目 (Tier2)	繰 延 税 金 資 産 の 控 除 金 額 (△)	-
	計 (A)	10,134
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	770
	一般貸倒引当金	1,353
	負債性資本調達手段等	1,000
	うち永久劣後債務（注2）	-
控 除 項 目	うち期限付劣後債務および期限付優先株（注3）	1,000
	計	3,124
自 己 資 本 額	うち自己資本への算入額(B)	2,538
	控 除 項 目 (注4) (C)	50
リ ス ク ・ ア セ ャ ッ ト 等	(A) + (B) - (C) (D)	12,622
	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	120,916
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	1,862
	信 用 リ ス ク ・ ア セ ャ ッ ト の 額 (E)	122,778
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 $\left(\frac{(G)}{8\%}\right)$ (F)	10,108
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	808
※計 (E) + (F) (H)		132,887
連結自己資本比率（国内基準）= $\frac{D}{H} \times 100$ (%)		9.49
(参考) Tier1比率 = $\frac{A}{H} \times 100$ (%)		7.62

(注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りられております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

●連結リスク管理債権額

（年度末、単位：百万円）

	破 綻 先 債 権	延 滞 債 権	3ヵ月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	合 計
平成18年度	117	9,681	46	2,222	12,068

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

●連結決算セグメント情報

- 事業の種類別セグメント情報
銀行業以外の事業を営んでおらず、単一セグメントのため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。
- 所在地別セグメント情報
在外連結子会社及び在外支店等がないため、該当事項はありません。
- 国際業務経常収益
国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。